

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を
改正する規則

大田市職員の休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

大田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

大田市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和4年9月30日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第40号

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年大田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「の後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

大田市規則第41号

大田市職員の休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大田市職員の休日及び休暇に関する条例施行規則（平成17年大田市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「後8週間」を「以降1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

大田市規則第42号

大田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

大田市職員の育児休業等に関する規則（平成17年大田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の3の見出し、同条各号列記以外の部分並びに第1号及び第2号中「条例第2条の3第3号イ」を「条例第2条の3第3号ウ」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 条例第2条の3第3号に規定する市長が定める特別の事情に該当した場合

第2条の4の見出し中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改め、同条中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に、「前条中」を「前条第1号及び第2号中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「1歳6か月到達日」との次に「、同条第3号中「第2条の3第3号」とあるのは「第2条の4」と」を加える。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条第1項中「育児休業承認請求書（様式第2号）により」を「育児休業承認請求書（様式第1号）により行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」に改め、「1月」の次に「（次に掲げる場合は、2週間）」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の

日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第5条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当している育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当している育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第6条第1項中「様式第3号」を「様式第2号」に改める。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に規定する育児休業（第4号については、引き続き承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、人事発令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事発令書の交付に替えることができる。

第8条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

第10条を次のように改める。

(育児短時間勤務計画書)

第10条 条例第10条第6号の育児短時間勤務計画書の様式は、様式第3号のとおりとする。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

育児休業承認請求書

(任命権者)		請求年月日	年	月	日		
様		請求者	所属				
		職名					
下記のとおり育児休業の承認を請求します。							
		氏名					
1 請求に係る子	氏名						
	続柄等						
	生年月日	年	月	日			
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（すでに2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（すでに2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の昇任が必要な事情を記入）						
3 請求期間	年		月	日から	年	月	日まで
4 既に育児休業をした期間	年		月	日から	年	月	日まで
	年		月	日から	年	月	日まで
	年		月	日から	年	月	日まで
	年		月	日から	年	月	日まで
5 配偶者	氏名						
	育児休業の期間	年		月	日から	年	月
6 備考							

(裏面)

記入上の注意

- ① この請求書（大田市職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- ② 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「非常勤職員の2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう（5において同じ）。
- ③ 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は、出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
- ④ 条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業を使用とする場合は、所属、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- ⑤ 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業を使用とする場合に記入すること。
- ⑥ 「6 備考」欄には、（ア）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合には、その旨並びに当該承認に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を、（イ）請求に係る子が養子の場合においては、その旨及び養子縁組の効力が生じた日を、（ウ）請求に係る子以外の子についてすでに育児休業の承認を受けている場合には、その旨並びに当該請求に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。
- ⑦ 該当する□には、レ印を記入すること。

育児短時間勤務計画書

(任命権者)	提出年月日	年	月	日
_____様	所 属	_____		
	職 名	_____		
	氏 名	_____		
<p>大田市職員の育児休業等に関する条例第10条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。</p> <p>なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</p>				
1 請求に係る子				
子の氏名		生年月日	年	月 日 生
2 請求者の計画				
請 求 期 間	年 月 日から	年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで		
3 備 考				

- (注)① 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
- ② 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
- ③ 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- ④ 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

大田市規則第43号

大田市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

大田市職員の給与に関する規則（平成17年大田市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号を次のように改める。

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

第17条第2項第2号を次のように改める。

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（第13条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。